

就学援助制度 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

1.就学援助制度とは？

紀美野町では、お子さんが楽しく学校生活をおくれるよう、紀美野町立小中学校に通う児童生徒がいるご家庭のうち、経済的にお困りのご家庭を対象に、児童生徒が学校で学習するために必要な費用の一部を援助しています。

2.新入学学用品費とは？

新入学時に必要な制服やランドセルなどの学用品の購入に対する援助費です。令和8年度にお子さんが紀美野町立小学校に入学予定で、下記の対象となる保護者からの申請に基づき、紀美野町教育委員会が認定し支給します。

支給額 入学予定児童1人につき 57,060円

支給時期 認定通知後概ね1か月以内

支給方法 教育委員会から保護者の口座に直接振り込みます。

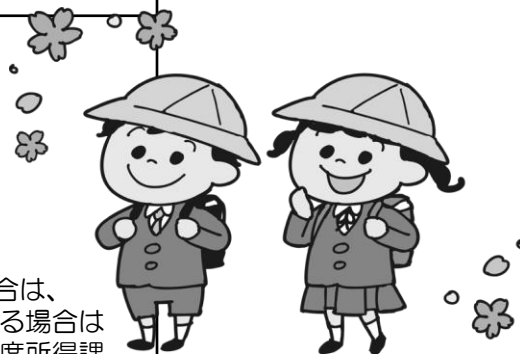
3.対象となる児童保護者

以下の①と②のいずれにも該当する場合が対象となります。

- ①令和8年4月にお子さんが紀美野町立小学校へ入学予定
- ②就学援助の認定基準で下記に該当する方
 - ・生活保護を受けている
 - ・生活保護が廃止になって、なお生活が苦しく諸学費に困っている
 - ・児童扶養手当の支給を受けている
 - ・その他経済的にお困りの方

4.提出書類

提出書類	①就学援助費申請書兼世帯票 *教育委員会でお渡し又は町ホームページからもダウンロード可能 ②振込先口座の通帳のコピー *金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの ③各家庭に応じた添付書類（下記参照）
添付書類	①児童扶養手当の受給者（全部支給） …受給額を証する書類のコピー ②児童扶養手当の受給者（一部支給） …受給額を証する書類のコピー ③上記①②以外の方 …なし *ただし、申請書内の同意事項に同意いただけない場合は、 ①②③問わず、1.住民票謄本（別世帯の同居人がいる場合はそれも含む）2.保護者を含む同居人全員の令和7年度所得課税証明書（令和6年中収入）を添付書類として提出ください。



5.申請について

申請書兼世帯票は紀美野町教育委員会にてお渡しします。その他、町ホームページからも印刷できますので都合に合わせてご準備ください。提出物が全て揃いましたら、以下のとおり申請ください。

申請先 紀美野町教育委員会教育課（〒640-1192 紀美野町動木287番地）

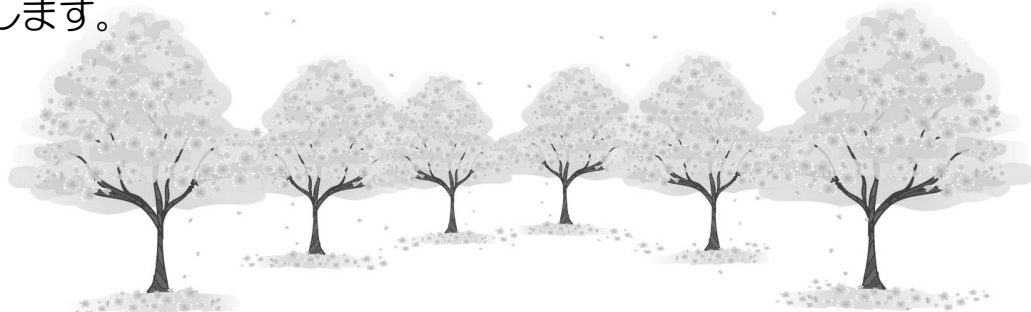
申請期間 令和7年10月27日（月） から 令和8年2月6日（金） まで

提出方法 直接持参または郵送
（持参される場合の受付時間は、土・日・祝日を除く8:30～17:15）

* 申請期間は、新入学学用品費を含む令和8年度就学援助認定の申請期間であり、新入学学用品費を除いた令和8年度就学援助認定の申請は入学後も受付しています。

6.審査結果通知

提出書類が正しく提出されたのち、2～3週間を目途に紀美野町教育委員会より通知します。



7.注意事項

- ・ 認定については、所得や世帯の状況等を総合的に判断するため、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ・ 生活保護を受けている方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学学用品費の入学前支給の申請手続きは必要ありません。
- ・ この制度は、令和8年4月に紀美野町立小中学校へ入学される児童生徒の保護者が対象となりますので、就学援助認定を受け新入学学用品費を支給された後、4月に町内の学校に入学しない場合は全額返金していただきます。
- ・ 現在、兄姉が小中学校在学中で、すでに就学援助認定を受けている家庭も申請が必要となります。また、在校生の令和8年度の認定には新年度になってから別途申請が必要です。

8.お問い合わせ先

就学援助制度や新入学学用品費の入学前支給についてのご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒640-1192 紀美野町動木287番地

紀美野町教育委員会 教育課

☎073-489-5910（直通） * 受付時間は土・日・祝日を除く8:30～17:15